Gulfood 2027
ジャパンパビリオン 出品案内書

■■ 申込締切：2026 年 10 月 28 日（水）■■

アラブ首長国連邦（UAE）・ドバイにて開催される「Gulfood 2027」は、中東最大級の食品総合見本市です。ジェトロは、本見本市に「ジャパンパビリオン」を設置することにより、日本産農林水産物・食品の魅力を国際的にアピールするとともに、UAE・中東市場への新規参入・販路拡大を目指す我が国企業等を支援し、さらなる輸出拡大を目指します。対面でのアピール・商談ができる貴重な機会となります。詳細をご一読いただき、ぜひ出品をご検討ください。

本事業は農林水産省補助事業です。

※フラッグシップ輸出産地の認定産地を対象とする「Gulfood 2027 フラッグシップ輸出産地ジェトロブース」の出品案内も別途行っています。

見本市について

全体概要

1. 会　　期：2027 年 3 月 15 日（月）～3 月 19 日（金）
2. 会　　場：Dubai Expo City および Dubai World Trade Centre（UAE・ドバイ）
3. 主　　催：Dubai World Trade Centre L.L.C.（UAE・ドバイ）
4. 主催者ウェブサイト：https://www.gulfood.com/
5. ジャパンパビリオン概要

- 会期と会場：同上
- 規　　模：

 ジャパンパビリオン（Dubai Expo City）：396 ㎡程度

 ＊出品者ブース、共有キッチン兼倉庫、受付・事務局　※今後変更の可能性有り
- 主　　催：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

出品料（詳細は 9 ページをご確認ください）

1. 一般料金：1 小間 134 万円
2. 補助あり料金（中小企業等料金）：1 小間 90 万円

有望品目

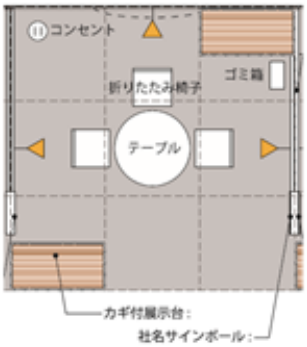
有望品目とは、本見本市でバイヤーからの引き合いが特に期待されるものです。有望品目以外も出品は可能ですが、有望品目を出品する出品者は選考の際に加点されます。なお、有望品目に限らず出品物は、制度上 UAE へ輸出可能な商品に限りますので、予めご承知おきください。また原材料に輸入禁止の材料が含まれている場合は出品いただけません。

- 水産加工品（一次加工品（フィレ等）、焼き海苔、カニカマ等）
- 機能性食品・飲料（茶、グルテンフリー、カロリーオフ、有機認証の食品）
- 缶詰（水産、野菜・果物）
- インスタント食品
- レストランで常用される加工品（例：調味料等）

小間イメージ図（詳細は「出品料に含まれるもの」をご確認ください。）



小間外観



基礎備品配置図

出品の要件

1. 出品物が現地で販売可能な日本産農林水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産さ

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

れた農林水産物・食品であること。ハラール性が担保された商品であること。**ただし、以下に記載の菓子類は主催者規定により Gulfood2026 と同様に出品対象外。**

主催者による禁止品一覧：

Confectionery, sweets, bonbons, candies, caramels, drops, chewing gums, gums and jellies, licorice, marshmallows, nougat, pralines, toffee and truffles, cocoa, chocolate and chocolate products

※上記菓子類の出品は別見本市（ISM Middle East）に集約されるため、Gulfood 2027 への出品（パンフレット等を含む）は禁止されました。

※スナック菓子（ポテトチップス、煎餅を含む塩味の揚げ菓子や焼き菓子など）、味付きナッツ、アイスクリーム、ドーナツ、マフィン、クッキー、ビスケットに関しては出品可能である旨主催者と個別に確認していますが、confectionery/sweets の出品可否に係る明確な基準・ガイドラインの作成予定はないとのことです。

※現地および主催者のルールや規制に反する出品物は発見次第撤去される可能性がございます。

ご参考：ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度）
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】
農林水産物・食品輸出相談窓口
TEL：03-3582-5646　<受付時間>平日 9 時～12 時/13 時～17 時（祝祭日・年末年始を除く）
最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）
https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/

2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他の取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェトロに報告すること。
5. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
6. 英語もしくは現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合には、事業開始までに揃え、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

7. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為に行うアンケート等に協力すること。

8. 日本・ドバイ間の渡航規制に関わらず、準備日および会期の全日程で会場の自社ブースに常駐すること。

9. 出品案内書の内容、申し込みフォームの内容、条件に同意していること。

※ 1.～9. に該当する者であっても、過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なるなどにより見本市の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、出品者の資格を有しないものとします。

申し込み・出品の流れ

＜STEP1＞

企業情報登録（締切：10 月 28 日（水）23:59　締切厳守）

下記フォームより、企業情報のご登録をお願いします。

重要：単独、代表、孫といった出品形態に関係なく、出品を希望されるすべての事業者様が登録する必要があります。＜STEP１＞に登録されていない場合は、エントリー対象外になりますのでご留意願います。

▼企業情報登録フォーム

https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0092389H

＜STEP2＞

Japan Street への商品登録　（締切：11 月 2 日（月）23:59　締切厳守）

本事業にご参加いただくためには Japan Street へのご登録が必要です。
Japan Street のサプライヤーマイページにログインし、企業情報の登録/修正ボタンが表示されたことを確認後、企業・商品情報の登録を行ってください。詳細な手順およびサプライヤーマイページのリンクは、＜STEP1＞登録完了後の自動応答メールにて共有いたします。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

※出品商品のない代表事業者については、Japan Street への商品情報登録は必須ではありません。
※Japan Street は、ジェトロが招待したバイヤー専用のオンラインカタログサイトです。
※今後、Japan Street を通じて、今回の事業・商談会に参加するバイヤー以外から引き合いがある可能性がございます。その際にはあらためてジェトロよりご連絡いたします。Japan Street に関する詳細はこちらをご覧ください。
https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html
※Japan Street へのご登録に関してのお問い合わせ先：
https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry

＜STEP3＞

ジャパンパビリオン申込フォーム登録（締切：11 月 2 日（月）23:59　締切厳守）

ジャパンパビリオン申込フォームは、STEP 1 登録後、メールにてご連絡します。
STEP2 で Japan Street に出品商品をご登録いただき、サプライヤーマイページから商品 ID をご確認いただいたのちお申し込みください。

【重要】

※ ジャパンパビリオン申込フォームは全社登録必須です（出品商品のない代表の事業者様も必ず登録ください）　。

※ ジャパンパビリオン申込フォーム登録で登録された商品を対象に審査を行います。審査のための商品内容確認は、Japan Street 上の情報を基に行いますので、Japan Street には必ず最新の情報をご記入ください。

※ ジャパンパビリオン申込フォームでの登録商品のほかに、出展申込者が Japan Street に登録されている商品で、本見本市及びジャパンパビリオンの出品条件に合致するものであれば展示は可能です。会期までに Japan Street に商品情報を登録いただき、事務局まで追加出展商品名をご連絡ください。なお、出品条件に合わない商品の場合は、同商品の展示をご遠慮いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜STEP4＞

出品申込書・承諾書の郵送（締切：11 月 2 日（月）必着）

出品申込書・承諾書（単独、代表のみ必要）にご記入の上、代表印を押印した 2 部をご郵送ください。　出品申込書・承諾書はウェブサイト上や STEP1 登録完了後の自動応答メールに添付しているほか、STEP3 登録完了後の自動応答メールにも添付します。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

（郵送先） **※11 月 2 日（月）必着**

〒107-6006

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

ジェトロ農林水産食品部 事業推進課

「Gulfood 2027」 担当：宮尾、小沼、峯岸

選考および結果通知（12 月上旬予定）

出品申込内容等を基に、出品いただく事業者を選考します。選考結果は、上記「ジャパンパビリオン申込フォーム」で登録されたメールアドレス宛にお知らせします。なお、選考結果通知後に出品者の自己都合で出品をキャンセルされた場合は、その後 2 年間、ジェトロ農林水産食品部の事業選考で不利になることがあります。予めご承知おきください。

出品料のお振込み（振込期限：2027 年 1 月 15 日（金）予定）

請求書に記載されている支払期日までに、出品料のお振込みが確認できた時点で、ジャパンパビリオンへの出品が確定となります。支払期日までに出品料のお振込みが確認できない場合は、出品申し込みを辞退されたものとみなしますので、ご注意ください。

※ 出品申込者名と異なる名義での請求書発行が必要な場合は、予めお申し込み時にご連絡ください。

※ 請求書発送は、12 月中旬頃を予定しております。

出品者説明会実施（2027 年 1 月下旬（予定））

出品にあたっての留意点等について、オンラインで説明会を開催いたします。

会期当日（2027 年 3 月 15 日（月）～19 日（金）、準備日：3 月 14 日（日））

会期中のアンケート（2 種類）にご協力いただきます。

会期後

ジェトロによるフォローアップアンケートにご回答ください。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

出品形態について

出品の形態には、企業・団体の単位で出品する「単独出品」の他、自治体・業界団体（＝代表出品者）が関係企業を取りまとめて出品する「代表出品」、代表出品者の傘下で企業・団体（＝孫出品者）が出品する「孫出品」の 3 形態があります。

代表出品者の要件

代表出品者は、上記の「出品の要件」に加えて下記の要件も満たす必要があります。なお、1 小間に対して孫出品者は 2 社まで、原則として最大でも 2 小間・4 社までとし、出品申込時に出品予定の企業・出品物および小間数等がすべて決定していることが必要です。なお、ジャパンパビリオンとして全体の募集枠数を上回る応募があった場合には、小間数の調整をさせていただくことがあります。

※本出品形態については、孫出品者がジェトロ・メンバーズであっても、割引料金は適用されませんので、予めご了承ください。

1. 責任をもって孫出品者への事務連絡を行うこと。
2. 本事業に関して発生した孫出品者の損害および不利益について責任を負うこと。
3. 本事業に関して孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、自らの責任と費用負担においてこれを解決すること。
4. 全ての孫出品者が上記の「出品の要件」を満たしていることを保証すること。
5. 出品案内書の内容を予め孫出品者に周知し、その了解を得ていること。
6. 選考の結果、孫出品者が出品できない可能性があることについて了解していること。
7. 本事業に関して、孫出品者に対し営利活動（出品料の徴取、提供するサービスに関する実費を超える費用の請求等）を行わないこと。

出品者選考について

出品申込時に登録された「企業・商品情報」を基に、以下の審査項目に則してジェトロにて出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。なお、政府からの要請により、米国関税措置の影響を受けている企業については選考時に加点評価いたします。

1．出品物・出品者の要件

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

2．出品物が当該見本市で定める輸出有望商品に合致するか

3．受容性・販路開拓可能性（出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか）

4．出品物の認証取得および知的財産保護への対応状況

5．応募者の新規性（輸出の裾野拡大に繋がるような、新たに輸出に取り組もうとする企業か）

6．応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目標、出品に向けた取り組み）

7．応募者の商流

8．応募者の認証取得状況

9．前年度の参加事業における成約実績

10. 日本で登記している事業者か

11. 個別支援等の取り組み（ジェトロやその他機関の事業・制度を積極的に活用して輸出に取り組んでいるか）

12. 過去のルールの遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

13. 過去の出展実績から見たジャパンパビリオンでの出展支援の必要性

出品料について

1. 出品料は、中小企業を対象にスペース使用料の 2/3 以上を受益者負担として設定しています。

2. 「中小企業・業界団体等以外（大企業など）」および「海外に所在する企業」は全額負担となります。

［中小企業の定義］

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、資本金基準・従業員基準のいずれかを充たす法人を中小企業とします。中小企業を対象とした料金にてお申し込みいただけるのは、以下の事業者等に限ります。

(1)今回の見本市（ジェトロ主催ジャパンパビリオン）への出品が 4 回未満である、同法に定める中小企業*

(2)同法に定める中小企業を取りまとめる業界団体等。ただし、その構成員である孫出品者の 2/3 以上が今回の見本市（ジェトロ主催ジャパンパビリオン）への出品が 4 回未満である

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

中小企業であること。

(3)構成員である孫出品者の 2/3 以上が同法に定める中小企業である品目団体 (※1)

(4) ジェトロからの求めがあった際に、以下の 2 点を承諾頂ける中小企業

①今回の見本市に出品する商品（品目）の輸出に関する見本市出展後の進捗確認にご協力いただけること。

②今回の見本市への出展内容・結果に係る取材や関連広報資料（見本市活用事例集等）作成にご協力いただけること。

ただし、上記の条件に該当する企業・業界団体等であっても国費を財源とした他の補助金等 (※2) をスペース料に充当して出品する場合にあっては、全額を負担いただきます。

なお、出品回数は、2017 年度からジェトロにてカウントします。ただし、過去に設けていたニューチャレンジャー枠での参加は回数にカウントしません。出品回数は（代表出品、孫出品にかかわらず）出品物を持つ事業者である場合にカウントします。

※1：輸出拡大実行戦略に掲げる輸出重点品目の品目団体（生産から販売まで輸出に関する業界の関係者を広く含み、オールジャパンで輸出拡大に取り組む全国団体）
※2：他の補助金の例としては「輸出に取り組む事業者向け対策事業（農林水産省）」、「JAPAN ブランド育成支援等事業（経済産業省）」など。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、輸送業 その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業 （情報サービス業を含む）	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

* 法人格のない個人事業者も含みます。
**「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

出品料に含まれるもの

出品料に含まれる経費は、主に下記のとおりです。詳細は「海外見本市出品要綱」をご覧ください。なお、「海外見本市出品要綱」の記載にかかわらず、見本市主催者やジェトロの決定によ

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

って一部サービスが提供されない場合や、出品者が一部サービスの提供を辞退した場合でも、出品料は変わりません。

1. 出品スペース
2. 出品登録料
3. 統一デザインによる設営・装飾（基礎設置備品/1 小間あたり（予定））
 - 社名表示板（１）（※1）
 - 鍵付展示台（１）
 - 商談テーブルセット（テーブル１、椅子 2）
 - 電源（500W）（１）
 - ゴミ箱（１）（ビニール袋含む）
4. 共通設備等維持管理（一定量の電気代およびその工事費含む）
5. 出品者バッジの提供（※2）
6. 来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成
7. バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信
8. 情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します）

※1 社名板やジャパンパビリオン広報資料等の各社の記載は、企業・団体・組織名のみとし、商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。

※2 主催者の規程により、出品者バッジの発行枚数が制限される場合があります。

費用負担について

出品者の負担：

1. 旅費
2. 輸送に要する経費

 ―輸送梱包および展示会場までの通関・輸送費

 ―見本市終了後、出品物の処理（還送、転送等）に係る通関・輸送経費（※3）

 ―出品物に係る輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料
3. 共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が独自に必要とする設備・備品等の設置・借上、

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

撤去等に要する費用

※但し、統一デザインなどジャパンパビリオンとして運営に支障をきたすものはお断りすることがあります。詳細は 2027 年 1 月下旬頃に開催を予定している出品者説明会でご案内する装飾マニュアルに沿ってご説明します。

4. 出品物の試食・試飲に係る費用（消耗品含む）

※但し、主催者の定める調理表に限定されます。詳細は 2027 年 1 月下旬頃に開催を予定している出品者説明会でご案内する出品者マニュアルに沿ってご説明します。

5. 出品物および自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料
6. 海外旅行保険および賠償責任保険
7. その他上記の「出品料に含まれるもの」に定める以外の全ての経費

※3 ジェトロは特定の輸送・通関業者を指定いたしません。出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、各出品者がご自身の責任で手配願います。見本市終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。

▼【ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト】
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html

※ジェトロが一定基準を設け公募によって収集した、農林水産物・食品の輸出を行う各種輸出協力企業のリストです。
※本リストは、あくまで情報を整理し、事業者に情報提供する場をジェトロが設けるものです。
※当該目的外の利用は固くお断りします。本リストをきっかけとする商談・取引は、各企業の判断と責任の下に行っていただきます。企業に損害等が生じた場合、ジェトロは責任を一切負わないものとします。

ジェトロ・メンバーズ（JM）割引料金

1. JM には、最大 10%の割引があります（年間の割引額は 7 万円まで）。
2. 割引を受けるには、出品申し込みをした際の名義と JM に登録されている名義が一致している必要があります。
3. キャンセル料に JM 割引は利用できません。JM 割引を利用したにも関わらず、出品をキャン

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

セルした場合には、キャンセル時期によっては追加の支払いが発生する可能性があります。

東京都「金融機関・支援機関と連携した『海外展開支援』」

東京都は金融機関と連携した海外展開支援制度（以下「東京都海外展開支援」）を設けています。 以下 3 つの条件を全て満たす場合、ジェトロの有償サービスを最大 100 万円まで無償で提供します。

■条件

1. 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有すること
2. 東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者であること
3.「東京都中小企業制度融資」の申込予定者であること（申込検討者も含む）

）

■詳細

▽東京都産業労働局 HP

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/kaigaitenkai/

▽ジェトロ HP

https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/tokyo/support.html

※ジェトロ・メンバーズ割引および他の出品補助制度との併用はできません。

※キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。

■申込方法：

本展示会にて東京都海外展開支援を利用するには、出品申込とは別途申請が必要です。

締切日までに指定の申込書を取引先金融機関を通じてジェトロ東京へご提出ください。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

▽【東京都海外展開支援申込書（様式 1)】

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/kaigaitenkai/kinyukikan/

※「海外展開支援申込書」の確認・審査には最大 1 か月程度かかる場合があります。

金融機関にお早めにご相談のうえ、「海外展開支援申込書」をご準備ください。

■申込締切日：「Gulfood 2027」出品申込締切と同日

■本支援に関するお問い合わせ先：

ジェトロ東京貿易情報センター（Tel：03-3582-4953 / E-mail：knt-tokyo@jetro.go.jp）

キャンセル規定

出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェトロにお知らせ下さい。出品確定前に申し込みを取消される場合は、メールまたは書面にてジェトロまでご連絡ください。**※キャンセル受付日により、下表の通りキャンセル料が発生します。**

キャンセル受付日	キャンセル料
お申し込み日～2027 年 1 月 15 日（金）	なし
2027 年 1 月 16 日（土）以降または連絡なしの不参加	出品料の 100％

1. キャンセル料にジェトロ・メンバーズおよび各種助成金等は適用できません。
2. 戦争、政情不安、天災、感染症への罹患、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェトロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料のお支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
3. 選考結果通知後に出品者の自己都合で出品をキャンセルされた場合は、その後 2 年間、ジェトロ農林水産食品部の事業選考で不利になることがあります。予めご承知おきください。

留意事項

1. 本案内に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

変更される可能性がある旨、ご了承ください。

2. ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロおよび JFOODO からの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途および国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェトロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。予めご了承ください。

3. 本見本市会期中およびその前後において、商談相手又はジェトロから提供された情報および資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。

4. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。

5. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。

6. 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。

7. 本案内の記載に反する行為があった場合や、お申し込みフォームに虚偽の記載をした場合、お申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。

8. お申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェトロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。

9. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。

10. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

には、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。

11. 会場全体の基本構成、出品位置等はジェトロが決定します。ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。

12. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません（出品申込時に登録されていない第三者の企業・商品は出品できません。また、会期中に同事案が発覚した場合は、当該企業・商品の出品を中止いただくほか、当該の出品者と当該第三者は、今後、ジェトロの見本市事業等での選考で不利になり得ますので、予めご留意ください）。

13. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。

14. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合には、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。

15. ジェトロは、本事業の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関して何らの人格権も行使しないものとします。

16. 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるため、十分にご注意ください。また、このような勧誘を受けた場合には、ジェトロにご報告ください。

17. 本見本市会場での即売は禁止です。

18. 本事業の運営および参加についての法律関係および派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。

19. 本事業の運営および参加についての法律関係および派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第１審の合意管轄裁判所とします。

免責規程

1. 商談相手又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

2. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることが

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

あります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

(ア)天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
(イ)利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
(ウ)前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき
(エ)お客様の PC 等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
(オ)お客様が、反社会的勢力に実質的に関与していることが判明した場合
(カ)お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが、著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき
(キ)前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき

3. 本見本市会期中およびその前後に、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

中東情勢等に関連した特記事項

本見本市の開催地である UAE は、米国・イラン間の戦闘終結等に関する覚書署名およびその後の情勢を踏まえ、危険レベルが 2（不要不急の渡航は止めてください）に引き下げられています。会期中の現地への渡航にあたっては、複数の情報源から最新の情報の入手に努め、特別な注意を払うと共に、十分な安全対策を講じてください。万が一、会期までに不測の事態が発生する場合は、事業の実施を中止する場合があります。

また、同国では感染症の発生も抑えられている状況であり、引き続き、事業参加者の健康・安全の確保について確認がとれた状況下での見本市参加を前提としております。
今回のお申し込みに際しては、特に以下内容につき、ご確認・ご了承の上でお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも、上記前提をベースとした）ジェトロの判断により中止や延期となる場合がありますので、予めご承知おきください。
2. 出品適格な企業からの応募が一定数に満たない場合は、本事業を中止しジャパン

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

パビリオンの設置そのものを取り止める可能性があります。

3. 本見本市が中止又は延期となった場合においても、本見本市への参加のために、出品者が支出した費用や本見本市の中止又は延期に起因、関連する一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません）については、ジェトロはこれを負担しません。ジェトロが出品者から受領した出品料に限り、ジェトロの判断により返金する場合があります。

4. 出品者は本見本市において感染症の予防対策を徹底し、かつ感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者は本見本市に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者が本見本市に参加したことが判明した場合には、直ちにジェトロに報告し、その指示に従っていただきます。これらの対策に当たっては、開催地政府および主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。

5. 本案内書記載の内容は、現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

お問い合わせ

ジェトロ 農林水産食品部 事業推進課（担当：宮尾、小沼、峯岸）
E-mail：afb-gulfood@jetro.go.jp
TEL: 03-3582-5546

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.